倉吉市訓令第２号

倉吉市事務代決及び専決規程及び倉吉市中心市街地活性化推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和７年３月27日

倉吉市長　広田　一恭

倉吉市事務代決及び専決規程及び倉吉市中心市街地活性化推進本部設置規程の一部を改正する訓令

（倉吉市事務代決及び専決規程の一部改正）

第１条　倉吉市事務代決及び専決規程（昭和47年倉吉市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
（定義）<br>
第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>
（１）　略<br>
（２）　専決　副市長、部長及び課長（所長を含む。以下同じ。）が、それぞれ定められた範囲の事務をその責任において決裁することをいう。<br>
（３）　略<br>
（代決の順序）<br>
第４条　正当決裁者が不在のときは、次の表に掲げる順序によりその事務を代決する。
<table>
<tr><th>代決の順序<br>正当決裁者</th><th>第１次</th><th>第２次</th><th>第３次</th></tr>
<tr><td colspan="4">略</td></tr>
<tr><td>部長</td><td>略</td><td>次長<br>局長</td><td>略</td></tr>
<tr><td>課長</td><td>略</td><td>室長<br>課長補佐<br>所長補佐<br>企画員<br>主計員</td><td>略</td></tr>
</table>
２　略<br>
別表第１（第７条関係）<br>
専決事項<br>
１　共通事項
<table>
<tr><th rowspan="2">事項</th><th rowspan="2">副市長</th><th colspan="2">部長</th><th colspan="2">課長</th><th rowspan="2">摘要</th></tr>
<tr><th>主管</th><th>特定（　）</th><th>主管</th><th>特定（　）</th></tr>
</table>
</td><td>
（定義）<br>
第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>
（１）　略<br>
（２）　専決　副市長、部長及び課長（所長<u>及び局長</u>を含む。以下同じ。）が、それぞれ定められた範囲の事務をその責任において決裁することをいう。<br>
（３）　略<br>
（代決の順序）<br>
第４条　正当決裁者が不在のときは、次の表に掲げる順序によりその事務を代決する。
<table>
<tr><th>代決の順序<br>正当決裁者</th><th>第１次</th><th>第２次</th><th>第３次</th></tr>
<tr><td colspan="4">略</td></tr>
<tr><td>部長</td><td>略</td><td>次長</td><td>略</td></tr>
<tr><td>課長</td><td>略</td><td>室長<br>課長補佐<br>所長補佐<br>局長補佐<br>企画員<br>主計員</td><td>略</td></tr>
</table>
２　略<br>
別表第１（第７条関係）<br>
専決事項<br>
１　共通事項
<table>
<tr><th rowspan="2">事項</th><th rowspan="2">副市長</th><th colspan="2">部長</th><th colspan="2">課長</th><th rowspan="2">摘要</th></tr>
<tr><th>主管</th><th>特定（　）</th><th>主管</th><th>特定（　）</th></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | は専決者 | | は専決者 | |
| 人事 | 1　休暇等の承認等に関すること。 | | | | | |
| | （1）・（2）　略 | | | | | |
| | （3）病気休暇、特別休暇（生理休暇、更年期休暇、夏季休暇及び看護等休暇を除く。）、介護休暇、介護時間 | 略 | | | | |
| | （4）・（5）　略 | | | | | |
| | 2～8　略 | | | | | |
| 略 | | | | | | |

（備考）　略

2　個別事項

| 課 | 事項 | 副市長 | 部長 | 課長 |
|---|---|---|---|---|
| 略 | | | | |
| 健康福祉部子育て支援局こども家庭センター | 1　災害遺児手当の支給に関すること。 | | | ○ |
| | 2　児童手当（職員に係るものを除く。）の認定等に関すること。 | | | ○ |
| | 3　児童扶養手当の認定等に関すること。 | | | ○ |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | は専決者 | | は専決者 | |
| 人事 | 1　休暇等の承認等に関すること。 | | | | | |
| | （1）・（2）　略 | | | | | |
| | （3）病気休暇、特別休暇（生理休暇、更年期休暇、夏季休暇及び看護休暇を除く。）、介護休暇、介護時間 | | | | | |
| | （4）・（5）　略 | | | | | |
| | 2～8　略 | | | | | |
| 略 | | | | | | |

（備考）　略

2　個別事項

| 課 | 事項 | 副市長 | 部長 | 課長 |
|---|---|---|---|---|
| 略 | | | | |
| 健康福祉部子ども家庭課 | 1　子ども・子育て会議の事務処理に関すること。 | | | ○ |
| | 2　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく事務処理に関すること。 | | | ○ |
| | 3　児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育に関すること。 | | | ○ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 4　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第38条第１項の規定により行う事務に関すること。 | | | ○ |
| | 5　未熟児養育医療に関すること。 | | | ○ |
| | 6　妊娠届の受理及び母子手帳の交付並びに母子栄養の指導に関すること。 | | | ○ |
| | 7　児童の予防接種に関すること。 | | | ○ |
| 健康福祉部子育て支援局こども支援課 | 1　児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育に関すること。 | | | ○ |
| | 2　保育士及び保育所調理員の配置に関すること。 | | | ○ |
| | 3　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく事務処理に関すること。 | | | ○ |
| | 4　子ども・子育て会議の事務処理に関すること。 | | | ○ |
| 略 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 4　保育士及び保育所調理員の配置に関すること。 | | | ○ |
| | 5　災害遺児手当の支給に関すること。 | | | ○ |
| | 6　児童手当（職員に係るものを除く。）の認定等に関すること。 | | | ○ |
| | 7　児童扶養手当の認定等に関すること。 | | | ○ |
| | 8　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第38条第１項の規定により行う事務に関すること。 | | | ○ |
| | 9　未熟児養育医療に関すること。 | | | ○ |
| | 10　妊娠届の受理及び母子手帳の交付並びに母子栄養の指導に関すること。 | | | ○ |
| | 11　児童の予防接種に関すること。 | | | ○ |
| 略 | | | | |

（倉吉市中心市街地活性化推進本部設置規程の一部改正）

第２条　倉吉市中心市街地活性化推進本部設置規程（平成26年倉吉市訓令第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （幹事会）<br>第５条　略<br>２・３　略<br>４　幹事は、総務課長、企画課長、地域づくり支援課長、しごと定住促進課長、観光交流課長、<u>こども家庭センター所長</u>、長寿社会課長、管理計画課長、建設課長、建築住宅課長、社会教育課長、文化財課長及び倉吉博物館長をもって充てる。<br>５　略 | （幹事会）<br>第５条　略<br>２・３　略<br>４　幹事は、総務課長、企画課長、地域づくり支援課長、しごと定住促進課長、観光交流課長、<u>子ども家庭課長</u>、長寿社会課長、管理計画課長、建設課長、建築住宅課長、社会教育課長、文化財課長及び倉吉博物館長をもって充てる。<br>５　略 |

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。